

（租税に関する相互行政支援に関する条約第六条の規定に基づく自動的な情報の交換に関する日本国政府とスイス連邦政府との間の交換公文）

（訳文）

（日本側書簡）

書簡をもつて啓上いたします。本使は、千九百八十八年一月二十五日にストラスブールで作成された租税に関する相互行政支援に関する条約（二千十年五月二十七日にパリで作成された租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書により改正されたもの）（以下「条約」という。）に言及するとともに、次の提案を日本国政府に代わって行う光栄を有します。

条約第二十八条6第二文の規定に関し、条約第六条の規定は、二千十七年一月一日以後に開始する課税期間又は同日以後に課される租税に関する行政支援について適用する。

本使は、前記の提案がスイス連邦政府により受諾される場合には、この書簡及びその旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、条約がスイスについて効力を生ずる日にその合意が効力を生ずるも

のとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

二千十六年十二月八日にベルンで

イスラエル連邦
駐在

日本国特命全権大使 本田 悅朗

イスラエル連邦

財務大臣 ウーリー・マウラー閣下

(スイス側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、スイス連邦政府が前記の提案を受諾し得るものであることから、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、条約がスイスについて効力を生ずる日にその合意が効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

一千十六年十二月八日にベルンで

スイス連邦

財務大臣

ウーリー・マウラー

スイス連邦駐在

日本国特命全権大使 本田 悅朗閣下